

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

≪山形県・鶴岡市≫

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
農業振興地域計画の策定、変更にかかる手続きの弾力化等	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条	<p>【農林水産省】</p> <p>農業振興地域整備計画の策定・変更のうち、農用地区域の設定・除外については、国及び都道府県の確保すべき農用地等の面積の目標との整合を図る必要があるため、除外要件に即し厳正に判断する必要があるため、都道府県知事との協議・同意が必要である。</p> <p>→ 農林水産省からは難しいとの認識が示されているが、引き続き特区としての対応を要請する。</p>	なし
農地転用許可の権限移譲	農地法第 4 条、第 5 条	<p>【農林水産省】</p> <p>農地転用許可権限については、地方分権改革有識者会議の農地・農村部会において、全国的な対応について検討が行われているところである。</p> <p>また、農林水産省としては、平成 21 年の農地法改正法の附則第 19 条の規定及び昨年 12 月の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）も踏まえ、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討等と併せて検討を行っていくこととしている。</p> <p>→ 上記検討の推移を見つつ、引き続き特区としての対応を農林水産省に要請する。</p>	なし
都市計画の区域区分の決定（変更）手続きの弾力化	都市計画法第 15 条第 1 項第 2 号、第 21 条	<p>【国土交通省】</p> <p>区域区分は、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることが適切。</p> <p>→ 一の市町村の区域内に都市計画区域が含まれる場合の区域区分の決定（変更）手続きの合理化について、国交省に再検討を要請する。【年度末までに結論】</p>	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
開発許可権限の区域会議への委譲	都市計画法	<p>【国土交通省】</p> <p>国家戦略特別区域法において、開発行為について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けた時には、開発許可があったものとみなしている。</p>	なし
農業生産法人の要件緩和	農地法第2条3項	<p>【農林水産省】</p> <p>農業生産法人については、</p> <p>① 役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないこと</p> <p>② 構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方、2分の1未満については制限を設けないこと</p> <p>について、農地法の改正案が、次期通常国会に提出されることとなっている。</p> <p>更なる農業生産法人要件の緩和については、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する、との方針が決定している。</p> <p>この際、所有方式による企業の農業参入については、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な現状回復手法（没収等）の確立を図ることを前提に検討する必要がある。</p> <p>→ 引き続き特区としての対応を農林水産省に要請する。</p>	なし
補助事業により取得した施設・設備を有効に活用するための目的外使用の承認	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	<p>【経済産業省】</p> <p>○<u>補助事業により取得した実証実験のための施設・設備について、事業化後、目的外使用としない。</u></p> <p>補助事業により取得した設備については、その目的のために使われることが原則であるが、例外も認めている。</p> <p>● 経済産業省では、事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に目的外の事業に転用する場合は、個別に認めることとしている</p>	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
		ことから、個別具体的にご相談願いたい。	
新規法人等に対する不動産特定共同事業の許可	不動産特定共同事業法施行規則第5条第2項第4号、第5号	【国土交通省】 新規法人又は決算期を3期経ていない法人であっても、不動産特定共同事業の許可の申請を妨げるものではないが、今後、省令改正を含めて、対応を検討する。	なし
不動産特定共同事業に係る広告時期の前倒し	不動産特定共同事業法第18条、第19条	【国土交通省】 広告等と現実に出来上がった不動産に大きな差が生じ、投資家に不測の損害を与えるおそれがあるため、投資家保護の観点から慎重に検討すべきである。 → 広告等の表示どおりに、対象物件が建築されることを担保するため、どのような措置を講ずるか等について、提案者と調整する。	なし
高度人材ポイント制の優遇制度の拡大、手続の見直し	高度人材上陸告示、高度人材在留指針	【法務省】 ● 平成25年12月に高度学術研究活動について最低年収基準を撤廃するなどの見直しを行ったところであり、更なる見直しについては、その実施状況を見て検討してまいりたい。 ● 高度人材については、昨年の入管法改正に伴い、平成27年4月から新たに「高度専門職」の在留資格になることが予定されており、手続についてもこの施行に併せて検討を行っているところ。 → 関係省庁の検討状況についてフォローしながら、提案自治体に対して必要な情報提供を行う。	なし
創業手続きの簡略・短縮化		→ 特区法改正案に盛り込まれたワンストップセンターの設置により措置済みであるが、具体の提案内容を確認した上で必要に応じて関係省庁と協議する。	なし
自治体による、ベンチャー企業への優先発注制	地方自治法施行令第167条の2	【総務省】 現行法令で対応可能。 ● 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定により、新商品の生産により	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
度の導入		新たな事業分野の開拓を図る者として地方公共団体の長の認定を受けた者が、新商品として生産する物品は、随意契約で買入れることが可能。	